

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
902	神戸市 成人健診に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、成人健診に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和4年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	成人健診に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等関連法令に基づき、以下のような事務を行っている。 (取り扱う検(健)診の種類) 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、40歳総合健診、神戸市健康診査(後期高齢者及び若年・生活保護等)、肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診等。</p> <p>(1)受診券、クーポン券の発行、個別受診勧奨の実施 受診券またはクーポン券の対象になる者を神戸市の住民記録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し、リスト(個人番号は含まない。)を出力する。出力したデータは対象者確認用リストとして使用し、または業務委託している事業者に引き渡して受診券またはクーポン券、個別受診勧奨券として印刷し、封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し、郵便事業者に持ち込む。</p> <p>(2)検(健)診受診データの管理 医療機関、検(健)診委託業者で実施した検(健)診の受診券、検(健)票等(個人番号は含まない。)を市が回収し、市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し、住民データ(個人番号を含む。)と突合して受診履歴として登録する。</p> <p>(3)国・県への報告データの作成 法令や国・兵庫県の指示により、国・県に受診者数等の報告データを作成する。(個人番号は使用しない。)</p> <p>(4)番号法に基づく情報連携 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第8号別表第2に基づき、神戸市は成人健診に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、健康増進事業の実施に関する特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	こうべ健康いきいきサポートシステム、共通基盤システム(庁内連携システム)、後期高齢者医療システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
成人健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条 別表1 76項</p> <p>2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第54条、第24条第7号、第46条第7号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号別表第2の102の2の項</p> <p>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局健康企画課
②所属長の役職名	健康企画課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市市長室 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市健康局健康企画課 電話番号:078-322-6515</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input type="checkbox"/> 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査
		<input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ①及び I 8.	保健福祉局健康部健康づくり支援課	保健福祉局保健所保健課	事後	職制改正情報のため
平成29年4月1日	II 1. 及び2.	2016/8/31	2017/3/31	事後	上記に合わせて修正したため
平成29年4月1日	I 5. ①及び②	健康づくり支援課長 前田 宗彦	保健課長 中山 裕介	事後	人事情報のため
令和1年6月28日	I 5. ②	保健課長 中山 裕介	保健課長	事後	人事情報のため
令和2年9月28日	I 5. ①	保健福祉局保健所保健課	健康局健康企画課	事後	職制改正情報のため
令和2年9月28日	I 5. ②	保健課長	健康企画課長	事後	職制改正情報のため
令和2年9月28日	I 7	神戸市市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課(市役所2号館2階) 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話078-322-5175	神戸市市長室 広報戦略部市民情報サービス課 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話078-322-5175	事後	職制改正情報のため
令和2年9月28日	I 8	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所1号館6階) 神戸市 保健福祉局 保健所 保健課 電話番号: 078-322-6515	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所1号館6階) 神戸市健康局健康企画課 電話番号: 078-322-6515	事後	職制改正情報のため
令和2年9月28日	II 1	平成31年3月31日 時点	令和2年2月1日 時点	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	II 2	平成31年3月31日 時点	令和2年2月1日 時点	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	IV8	[]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	事後	修正漏れ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 1. ②	<p>健康増進法(平成14年法律第103号), 国民健康保険法(昭和33年法律第192号), 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等関連法令に基づき, 以下のような事務を行っている。</p> <p>(取り扱う検(健)診の種類) 胃がん, 肺がん, 大腸がん, 子宮頸がん, 乳がん, 40歳総合健診, 神戸市健康診査(後期高齢者及び若年・生活保護等), 肝炎ウイルス検査, 歯周疾患検診等。</p> <p>(1) 受診券, クーポン券の発行, 個別受診勧奨の実施 受診券またはクーポン券の対象になる者を神戸市の住民記録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し, リスト(個人番号は含まない。)を出力する。出力したデータは対象者確認用リストとして使用し, または業務委託している事業者に引き渡して受診券またはクーポン券, 個別受診勧奨券として印刷し, 封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し, 郵便事業者に持ち込む。</p> <p>(2) 検(健)診受診データの管理 医療機関, 検(健)診委託業者で実施した検(健)診の受診券, 検(健)票等(個人番号は含まない。)を市が回収し, 市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し, 住民データ(個人番号を含む。)と突合して受診履歴として登録する。</p> <p>(3) 国・県への報告データの作成 法令や国・兵庫県の指示により, 国・県に受診者数等の報告データを作成する。(個人番号は使用しない。)</p>	<p>健康増進法(平成14年法律第103号), 国民健康保険法(昭和33年法律第192号), 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等関連法令に基づき, 以下のような事務を行っている。</p> <p>(取り扱う検(健)診の種類) 胃がん, 肺がん, 大腸がん, 子宮頸がん, 乳がん, 40歳総合健診, 神戸市健康診査(後期高齢者及び若年・生活保護等), 肝炎ウイルス検査, 歯周疾患検診等。</p> <p>(1) 受診券, クーポン券の発行, 個別受診勧奨の実施 受診券またはクーポン券の対象になる者を神戸市の住民記録システムから提供されたデータ(以下「住民データ」という。個人番号を含む。)から抽出し, リスト(個人番号は含まない。)を出力する。出力したデータは対象者確認用リストとして使用し, または業務委託している事業者に引き渡して受診券またはクーポン券, 個別受診勧奨券として印刷し, 封筒に封入封緘又は圧着ハガキを作成し, 郵便事業者に持ち込む。</p> <p>(2) 検(健)診受診データの管理 医療機関, 検(健)診委託業者で実施した検(健)診の受診券, 検(健)票等(個人番号は含まない。)を市が回収し, 市職員が「こうべ健康いきいきサポートシステム」に入力し, 住民データ(個人番号を含む。)と突合して受診履歴として登録する。</p> <p>(3) 国・県への報告データの作成 法令や国・兵庫県の指示により, 国・県に受診者数等の報告データを作成する。(個人番号は使用しない。)</p> <p>(4) 番号法に基づく情報連携 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下, 「番号法」という。)第19条第8号別表第2に基づき, 袖</p>	事前	
令和4年3月31日	I 1. ③	<p>こうべ健康いきいきサポートシステム, 共通基盤システム(庁内連携システム), 後期高齢者医療システム</p>	<p>こうべ健康いきいきサポートシステム, 共通基盤システム(庁内連携システム), 後期高齢者医療システム, 統合宛名システム, 中間サーバーシステム</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 4. ①	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月31日	I 4. ②	(記載なし)	・番号法第19条第8号別表第2の102の2の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第50条第2項	事前	
令和4年3月31日	I 7	神戸市市長室 広報戦略部市民情報サービス 課 郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納 町6丁目5番1号 電話078-322-5175	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市市長室 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	事前	
令和4年3月31日	I 8	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所1 号館6階) 神戸市健康局健康企画課 電話番号: 078-322-6515	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市健康局健康企画課 電話番号:078-322-6515	事前	
令和4年3月31日	II 1. 及び2.	令和2年2月1日 時点	令和4年3月18日 時点	事前	
令和4年3月31日	II 3	発生なし	発生あり	事前	
令和4年3月31日	IV6	(記載なし)	十分である	事前	